

平成 22 年 4 月

文化庁長官 玉井 日出夫 殿

著作権利用等に係る教育NPO  
理事長 酒 井 淳  
日本私立中学高等学校連合会  
会長 吉 田 晋

## 入学試験問題の二次利用の円滑化に関する要望

学校における入学試験は、学校にとってのみならず、子どもたちにとっても将来につながる極めて重要なものです。それぞれの学校は、よりよい入学試験実施を目指し、常に努力しており、その入試問題には、いわゆる「著作物」の利用が必須となっております。私ども、日本私立中学高等学校連合会（以下中高連という。）には日本全国の私立中学校、高等学校ほぼ全校 2,120 校が加盟しておりますが、各校では著作権法第 36 条 1 項の規定により、入試問題に「著作物」を利用（いわゆる一次利用）させていただいており、利用した「著作物」は入試問題と一体化して、その重要な構成物となっております。（この場合の入学試験とは、著作権法第 36 条 1 項に規定されている営利を目的としない「人の学識技能に関する試験」のうち、学校等への入学者選抜資料として用いられる公共性の高いものを言います。営利を目的とした模擬試験などは含みません）

そして、入試問題は翌年以降の受験生たちが参考にし、あるいは各学校で日常の学習に使用するなどという需要が近年ますます増加しています。そのための配布や印刷複製など、さらには事実上義務付けられているといえる学校情報の公開という観点からのホームページ掲載などで公衆送信といった面でも「二次利用」が求められております。

この「二次利用」は著作権法上の「権利制限」には該当しないとされており、多くの場合著作権者の許諾が必要となります。中高連加盟校の約 3 割で構成している特定非営利活動法人「著作権利用等に係る教育NPO」（以下教育NPOという。平成 22 年 4 月現在 395 校加盟＝中学高校別々では 697 校）は、教育および、学校における著作権の正しい利用を啓発普及するとともに、この「二次利用」の円滑化などを目的として活動しており、一部権利者団体との間で、補償金方式による円滑利用を進めております。

しかし、試験問題の一部を構成する著作物の著作権をめぐって、一部著作権管理団体等による過度な権利行使、高額な手数料の要求などが生じているとされ、また権利処理に長時間を要することなどから、生徒たちが適切な時期に、適切な費用負担で過去の入試問題を利用できないという事態が起きております。ある私立学校では、過去の入試問題の一部を空白にしてホームページに掲載した例もあり、また大学入試センターのウェブサイトでは、平成 18 年度大学入試センター試験の国語の問題文の一部が「この部分につきましては、著作権の問題により、公開できません」と表示されていると聞いています。いわば、

生徒たちの、入試問題という重要な情報・学習素材を適切に「知る権利」「学ぶ権利」が損なわれている状況であるともいえましょう。

また、教育NPOは年間1000件を越す許諾代行を行っており、ほとんどの著作権者の方々にはご理解を頂いておりますが、権利者の特定に時間がかかるなどいくつかの問題点もでてきております。

このような現状を改善し、入学試験問題を円滑に二次利用できるよう、以下の二点を含む著作権法の改正、あるいは適切な対策の実施を要望します。

- 一、入学試験問題を二次利用（入学試験以外の教育目的である複製・頒布・公衆送信）する場合は、その問題に含まれる「著作物」の権利者に対し、事前の許諾を必要としない。但し、入試問題そのものに関する著作権は尊重される。
- 一、入学試験問題を二次利用した場合、二次利用者は当該著作物の著作権者に対して、事後に適切かつ対応可能な妥当な額の補償金を支払う。

#### 付1 補償金方式の考え方

今回の要望は、権利制限の拡大という考えに立ったものではありません。著作権者の権利を守りながら、入試問題を円滑に二次利用できる方式を検討した結果の一つの到達点とすることができます。金額は「適切かつ対応可能な妥当な」ものであることが肝要ですが、補償金制度を併設することで、著作権者の権利制限拡大を最小限に抑えることができます。なお、教育NPOは日本文藝家協会と協定を結び、年間補償金および事後報告によって同会員の著作物を許諾免除で二次利用させていただいております。また、大手新聞社との間では報告義務を条件に無償で二次利用できるシステムとなっています。

#### 付2 英文問題の現状について

英語の入学試験問題で出題した英文については、著作権処理が難しい状況が続いています。

英米では版權エージェント・新聞社・出版社が著作権の許諾窓口になっている場合が大半で、使用料は手数料等も上乘せされ、著しく高額になっています。さらにこの交渉は国内のエージェントに委託せざるを得ない場合が多く、その手数料も1件当たり数万円になります。時間も大幅にかかることがほとんどです。このことは日本語に翻訳された原作者の権利処理も同等です。一部には、「フェアユース」の考え方なども含めて、無償で許諾してくれる版權エージェント等もありますが、それでも国内エージェントの手数料が必要なので、事実上著作権処理をしないままの二次利用してしまっているのが現状とすることができます。この解決のためにも、補償金方式による許諾免除が有効と思われれます。